

開示記録を差し入れる際の注意点

刑事弁護委員会副委員長 本多 貞雅 (61期)

1 はじめに

近時、裁判員裁判対象事件など公判前整理手続に付された事件については、証拠開示が制度化され、従前よりも開示される証拠の量が増えてきています。そのような中、過去には、(もと)被告人の親族が、開示記録を一般のゴミ捨て場に捨ててしまったということもありました。このような事態が生ずれば、関係者のプライバシー等の利益が侵害されることになるので、十分注意することが必要です。

そこで、開示記録の取り扱いについて、最近の状況を紹介すると共に、改めて会員の皆様には注意点を確認していただきたいと思います(なお、LIBRA 2013年2月号に掲載された、刑弁でGO! 第47回「刑事事件における差し入れ記録の取り扱い」もご参照下さい)。

2 記録差し入れの必要性

刑事事件においては、国選、私選を問わず、検察官から開示された記録を差し入れて、被告人にも検討してもらうことが重要です。条文上も、証拠の同意・不同意を決める主体は被告人ですから(刑事訴訟法326条)、被告人の意見を確認するためにも証拠を差し入れる必要があります。また、記録を検討した被告人から、弁護人が気付かなかった新たな視点が提供されることも少なくありません。したがって、開示

記録の差し入れを躊躇することはありません。もっとも、比較的軽微な事案で争いのない事件などでは、被告人の十分な理解を前提として、差し入れをせずに接見の中で内容を確認するなどということもあり得るでしょう。

3 差し入れに際してのマスキングについて

検察官から開示された記録には、被害者やその他関係者、そして被告人自身のプライバシーにかかわる事実などが記載されています。捜査書類上の犯罪被害者等の個人情報保護に関しては、検察庁において立証上必要な部分を除き、マスキング処理などがされています。被告人に開示記録を差し入れる必要性があることは既に述べたとおりですが、他方で、事件の検討に直接関係しない犯罪被害者等の個人情報は保護すべきでもあります。

裁判員裁判対象事件などでは開示記録が大部に渡ることが多く、今後は、被告人に差し入れする前提としてのマスキングを弁護人に委ねられる可能性があります。実際に、開示記録を受領する際に「検察庁からのお願い」と題する書面が併せて交付される例が報告されており、その書面には「謄写された証拠書類には、被害者その他の参考人等の住所、電話番号、勤務先など個人を特定させることとなる事項が記載されており、その取り扱いには、十分な御配慮をお願いします。上記証拠書類又はその写しを被告

人や他の弁護士その他の関係者に呈示・交付する場合には、あらかじめこれらの特定事項につき必要なマスキングをしていただくか（既に証拠書類の一部にマスキングが施されている場合でも、追加のマスキングが必要になる場合があります。）、事前に担当検察官又は検察事務官にご相談いただくようお願いいたします。」と記載されています。

検察庁によるマスキング処理においても漏れがあることもあり、弁護人としても、事件の検討に直接関係しない個人情報については意識的に確認し、必要に応じて追加のマスキングを施したほうがよいでしょう。

4 検討後の差し入れ記録の取り扱い

開示された記録については、被告人若しくは弁護人又はこれらであったものについて、法律上目的外使用が禁止されており、禁止に違反した場合には刑罰に処せられる可能性があります（刑事訴訟法281条の4、同条の5）。したがって、被告人に対しては、目的外使用禁止規定を教示し、みだりに扱うとプライバシー等の利益が侵害されることにもなるから嚴重に保管するよう注意喚起することが必要でしょう。注意喚起の方法については、口頭の説明でもよいと思いますし、文書を差し入れる方法もあります。各弁護人なりの方法で注意していただければと思います。また、検討後の開示記録を被告人が「いらぬ」という場合は、判決前（ないし判決直後）に宅下げしてもらって弁護人において廃棄するということもあり得るでしょう。また、差し入れた記録に書き込みしてもらったものを宅下げすることで、事実上回収するという方法もあります。

5 DVD等の謄写の取り扱い

取調べ状況を録音録画したDVD等や、あるいは防犯カメラの映像が記録されたDVD等の開示の際の注意点です。従前、開示DVD等の謄写にあたっては、検察事務官に必要なメディアと枚数を確認して、空のメディアを弁護人において用意して、検察庁に持参し、後日、複製されたメディアを受け取っていました。

本年4月1日からは、検察庁において紙媒体の謄写業務を行っている東京謄写センターが、DVD等（外部電磁的記録媒体）の謄写業務も取り扱うこととなりました。したがって、今後は、DVD等の謄写についても、東京謄写センターに依頼して行うこととなります。また、これに伴いまして、従前のように空きメディアを持参する必要はなくなり、謄写されたDVD等を購入することになりました（CDRは500円、ブルーレイは1500円、DVDは1000円。なお、コピー料金も改定されており、白黒は1枚あたり25円、カラーは1枚あたり80円となっています）。なお、国選事件についてのDVD等の謄写費用は全額国選弁護等費用として法テラスから支払われます。

6 おわりに

開示される記録には個人情報が多く含まれております。日常的に開示記録と接しているといふ忘れがちになることもありますが、万一の事態が生じた場合には、被告人や関係者に多大な不利益が及ぶおそれがあります。改めて、上記の注意点を確認していただければと思います。